公　告

諸事項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２０５８号
福岡市東区唐原５丁目１番27号
破産者　齋藤　一美
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５４号
福岡市博多区榎田２丁目４番52号
破産者　片山　茂昭
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５号
群馬県前橋市横沢町723番地６
破産者　鈴木　俊治
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
群馬県伊勢崎市東小保方町3412番地７
破産者　唐沢由起子
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
福岡県太宰府市朱雀２丁目５番34号
破産者　森岡絵理子（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７６号
福岡県春日市春日原北町４丁目50番地15コーポジュネス103号
破産者　佐藤　大輔
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６７号
福岡市博多区西月隈１丁目10番22―308号
破産者　西田　貴司
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６２０号
福岡市南区横手南町10番10―202号
破産者　吉原みどり
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７６号
福岡市中央区赤坂２丁目１番６―602号
破産者　割烹和ん主こと　譜久原　潤
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９７号
鹿児島県熊毛郡屋久島町麦生134番地３　106
破産者　山本　誠児
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２７号
福岡県大野城市上大利４丁目４番31号
破産者　大瀬　栄一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７７号
福岡市南区長住３丁目40番201号
破産者　牟田　　學
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７８号
福岡市南区長住３丁目40番201号
破産者　牟田　文子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵762番地６
破産者　嶽　　真希（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６２号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目34番22号
破産者　中野　陽香
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７０号
佐賀県小城市芦刈町浜枝川326番地
破産者　西村　拓也
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
広島市南区西本浦町15番８号
破産者　高田　誠治
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
広島県廿日市市対厳山１丁目８番35号
破産者　中島　幸造
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
広島市安佐南区長楽寺１丁目９－５　ＮＹレトアＡ102号、前住所大阪府八尾市安中町２丁目３－２
破産者　高井　兼三
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部